

(仮称) 道の駅アリストぬまくま改築工事設計業務委託の設計者を選定するに当たり、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026 年（令和 8 年）6 月 1 日

福山市長 枝広 直幹



1 業務概要

(1) 業務名 (仮称) 道の駅アリストぬまくま改築工事設計業務委託

(2) 業務内容等

ア 業務内容 道の駅の基本設計及び実施設計

イ 業務場所 福山市沼隈町大字常石 1805 番地

ウ 履行期間 契約締結の日から2027年（令和 9 年）3 月31日（水）まで

※関係者との調整等に時間を要した場合には、工期の延長を検討する。

(3) 参考業務規模

本業務の参考業務規模は、3,350 万円（税込み）を上限としています。

2 日程

項目	日程
公告	2026 年（令和 8 年）6 月 1 日（月）
募集要項等の配布期間	2026 年（令和 8 年）6 月 1 日（月）から 同年 6 月 18 日（木）午後 5 時まで
質問書の受付期間	2026 年（令和 8 年）6 月 1 日（月）から 同年 6 月 10 日（水）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限、回答方法	2026 年（令和 8 年）6 月 17 日（水）までに 本市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加意向申出書等の受付期間	2026 年（令和 8 年）6 月 1 日（月）から 同年 6 月 19 日（金）午後 5 時まで
1 次審査の結果発表(通知含む)	2026 年（令和 8 年）6 月 26 日（金）

技術提案書の受付期間	2026年（令和8年）7月16日（木）から 同年7月22日（水）午後5時まで
2次審査（ヒアリング）	2026年（令和8年）7月31日（金）（予定）
2次審査の結果の通知	2026年（令和8年）8月上旬
2次審査の結果発表	2026年（令和8年）8月下旬（予定）

3 参加意向申出書の提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

- ア 本プロポーザルには、単体事務所又は設計共同体が参加できるものとします。なお、参加意向申出書等の提出は、1単体事務所につき1申請（設計共同企業体の場合は1設計共同企業体について1申請）とします。
- イ 単体事務所又は設計共同体は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。
- ウ 単体事務所又は設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員、又は、他の単体事務所若しくは他の設計共同体の協力事務所として本プロポーザルに参加することはできません。
- エ 本建築設計者選定委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加意向申出書等の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- (ウ) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (エ) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (オ) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (カ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (キ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(ク) 次の a～c に掲げる届出の義務を履行している者であること。

- a 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- b 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- c 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(ケ) 2011 年（平成 23 年）6 月 1 日以降に、国、地方公共団体その他公共団体が発注した延床面積 1,800 m²以上の公共建築物の新築に係る設計業務を元請として完了した実績を有すること。

イ 設計共同体の場合

(ア) 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は 2 者であること。

(イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。

(ウ) 代表構成員及び構成員は、ア（ア）から（ク）に掲げる条件を全て満たす者であること。

(エ) 代表構成員は、2011 年（平成 23 年）6 月 1 日以降に、国、地方公共団体その他公共団体が発注した延床面積 1,800 m²以上の公共建築物の新築に係る設計業務を元請として完了した実績を有すること。

(3) 配置する技術者に要求される資格

ア 「福山市建築設計業務委託契約約款（案）」第 13 条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1 名を配置することとし、当該技術者は建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であること。

イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各 1 名配置すること。

なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

また、主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計
積算	上記設計に係る積算

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

ウ 管理技術者は、提出者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属し

ていること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、提出者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。

エ 総合以外の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、協力事務所に所属する者としても差し支えない。

(4) 協力事務所に要求される資格等

この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(5) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

(6) 技術提案書を特定するための評価基準

別紙2「技術提案書を特定するための基準」のとおりです。

4 手続等

(1) 担当課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局経済部農林水産課

電話：084-928-1186 ファクシミリ：084-927-7021

電子メール：nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 募集要項等の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

2026年（令和8年）6月1日（月）から同年6月18日（木）午後5時まで

イ 入手方法

福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) からダウンロードすること。

(3) 受付期間

ア 参加意向申出書の受付期間

2026年（令和8年）6月1日（月）から同年6月19日（金）午後5時まで

イ 技術提案書の受付期間（技術提案書の提出者として選定された者に限る。）

2026年（令和8年）7月16日（木）から同年7月22日（水）午後5時まで

5 その他

詳細は、（仮称）道の駅アリストぬまくま改築工事設計業務委託に関するプロポーザル募集要項に定めるところによる。